

下水道使用料の遡及徴収について

本市では、平成23年度に下水道使用料の未徴収調査（調査基準日 平成23年8月1日）を実施した結果、2,599件の未徴収が判明したため、平成24年度に組織体制を整備し、平成26年度からは水道料金等オンラインシステム（以下「システム」という。）の改修等を行って下水道使用料の徴収に努めてきたところです。

このたび、この未徴収調査後からシステム改修前までの期間に下水道使用料の賦課徴収を開始したお客さまについての下水道使用料の遡及徴収分が、適正に事務処理がなされていないことが判明しましたので、今後の対応を含めてご報告するものです。

1 概要

下水道使用料の未徴収対策としては、これまでも、公共下水道への接続確認調査（以下「確認調査」という。）などにより接続が判明した場合は、その時点から下水道使用料の賦課徴収を開始しています。

しかしながら、この確認調査では、現地における排出汚水の状況確認を主にしているため、公共下水道への接続等工事の際に必要な排水設備工事完成届等との突合までに至らず、遡及徴収分の下水道使用料が適正に事務処理がなされていないことが判明しましたので、システム情報を中心に平成27年10月から平成28年6月までの期間において内部調査を実施したものです。

また、この調査の過程で、市内の公園施設等における下水道使用料の未徴収案件が判明したことから、所管局による現地調査も併せて実施しました。

2 調査等について

- | | |
|------------|--|
| (1) 内部調査対象 | 平成23年8月2日から平成25年度末までに下水道使用料が徴収開始となった下水道使用者 |
| 遡及徴収件数 | 1,511件 |
| 遡及徴収概算金額 | 約82,590,000円（5年間総額の概算） |
| (2) 現地調査対象 | 水道設備がある公園等で、下水道使用料を支払っていない公園施設等 |
| 調査期間 | 平成28年5月下旬から平成28年8月中旬 |
| 未徴収件数 | 91件 |
| 遡及徴収概算金額 | 約22,700,000円（平成27年度概算額 約4,540,000円×5年） |

3 今後の対応

今回の調査により、下水道使用料の遡及徴収が必要と判明した、上記2(1)の対象者につきましては、今後、請求内容について丁寧に説明等を行いながら未徴収期間を提示した通知等により、適正な事務処理をしております。

また、上記2(2)につきましては、関係部局と協議して適正な事務処理をしております。

<お問い合わせ先>

上下水道局サービス推進部営業課（下水道使用料調査担当）

電話044-200-2541